

# 平成30年度第1回学校教育相談研修会報告書

学校教育相談専門委員 藤枝順心高等学校 加賀谷千保

講師 赤塚 めぐみ 氏 (常葉大学保育学部保育学科 講師)

演題 「高校における発達障害の理解と支援」

日時 平成29年11月14日(水) 14:00~16:00

場所 静岡県産業経済会館 3階 特別会議室

参加者 24名

発達障害がある生徒を支援するためには横のつながりが大変重要になるため、是非とも本日の講演内容を学校で共有してほしいという説明があった。

## 〈障害に対する認識について〉

障害に対する認識の変化について話された。障害をもつ人ともたない人とが平等に生活する社会を実現させようとするノーマライゼーションの考え方は以前からあったものの、医学的に障害があるとなれば、障害があるので普通の生活は出来ないと決めつけるような、極端なとらえ方であった。しかし、2000年以降変化が見られるようになったことを、全盲のピアニスト辻井伸之氏を例に出して話された。世の中には、障害を持ちながらも自立した生活を送ることが出来ている人が多くいるということに目が向けられるようになり、誰かの手助けは必要であるが、そういった手助けさえあれば、障害があっても特に支障なく生活が出来るのではないかという考え方に変わっていった。

## 〈「障害」の背景因子〉

背景因子には、環境因子と個人因子があり、相互に影響している。個人因子とは、本人の性格のようなものであり、教員は、環境因子に含まれる。今回は、環境因子からの視点でお話をされた。生活における活動や参加において制限かかることが障害であるが、それには本人の能力が大きく関係すると考えられている。能力とは、リラックスした状態でのびのびと力を発揮した時の課題遂行をいう。それに対して実行状況は、現在の環境(例えば緊張、欲など)における課題遂行を指す。教員は、能力と実行状況が出来るだけ等しい状態でパフォーマンス出来るように支援することが望ましく、その為には、障害をポジティブに捉える必要がある。

## 〈合理的配慮について〉

木箱を使った野球観戦を例にして、合理的配慮についての説明をされた。講演では、目的を達成するために、それぞれに応じて支援の量を変えることを合理的配慮とした。「障害者差別解消法」では、合理的配慮の否定は障害差別に当たるとし、一方で、過度な配慮については禁止している。学校が保護者から支援を要求された場合、その支援が合理的であるか、過度であるか十分見極める必要がある。その為、合理的配慮を行うためには十分な知識が必要である。

## 〈それぞれの障害について〉

自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等、それぞれの発達障害の特徴と、支援の仕方について具体例を挙げながら話された。